

「小学校休業等対応助成金・支援金」が再開しました

令和3年8月1日以降12月31日までに取得した休暇が対象

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない従業員に有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の**年次有給休暇を除く**)を取得させた事業主が助成金の対象となります!

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などを行った小学校など(保育所等を含みます)に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

対象となる休暇の取得期間	申請期限	※ 消印が申請期限内であっても、都道府県労働局への到達日が申請期限を徒過していた場合は申請期間内に申請したとは認められませんので、ご注意ください。
令和3年8月1日～同年10月31日	令和3年12月27日(月)必着	
令和3年11月1日～同年12月31日	令和4年2月28日(月)必着	

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・**対象になります。**ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

・**対象となります。**なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

労働者に対して支払う賃金の額

・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。

助成金の支給上限である13,500円(申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所のある企業については15,000円)を超える場合であっても、**全額を支払う必要があります。**

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額(※)×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

(※)各対象労働者の通常の賃金を日額換算したものの(日額上限:13,500円(申請の対象期間中(注)に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域(原則都道府県単位)に事業所のある企業については15,000円))

(注)事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間(申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間)

労働者からの直接申請ができる場合

労働局からの本助成金の活用の働きかけに**事業主が応じない場合**に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより労働者(**大企業に雇用される方はシフト制労働者等の方に限られます**)が直接申請することが可能です

【問い合わせ先】

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

電話:0120-60-3999 受付時間:9:00~21:00(土日・祝日含む)

出典:厚生労働省ホームページ

特定社会保険労務士 中島康之